

## 尾張旭市選挙管理委員会（令和3年第6回）会議録

- 1 開催日時  
令和3年10月15日（金）  
開会 午前10時  
閉会 午前10時25分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 講堂1
- 3 出席委員  
委員長 赤尾勝男  
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 三浦一輝、書記 森重雄太
- 7 議題  
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第6回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙等関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>第5回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正</p>

	等はありますか。
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>次に、次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第24号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第24号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を公示日であります令和3年10月19日の午後7時と定めようとするものでございます。</p> <p>第24号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第24号議案について、何かご質問等はございませんか。

	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第24号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第24号議案は可決されました。 続きまして、第25号議案「開票の場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第25号議案「開票の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、開票の場所を市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため、開票場所を尾張旭市総合体育館2階競技場（アリーナ）、日時を令和3年10月31日、午後9時と定めようとするものでございます。 第25号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第25号議案について、何かご質問等はございませんか。

	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第25号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第25号議案は可決されました。 続きまして、第26号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第26号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第62条第2項の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができることされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた10人とすることになっております。また、同法第62条第6項の規定により、開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を令和3年10月28日の午後5時15分に定めようとするものでございます。なお、開票立会人の届出は同日の午後5時までとなっております。第26号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第26号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第26号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第26号議案は可決されました。 続きまして、第27号議案「投票立会人の選任について」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第27号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、別紙の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の2交代制として午後1時30分に交代することとしていますので、全部で84名の方に投票の立会をお願いすることに</p>

	<p>なります。</p> <p>第27号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第27号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員長	<p>立会人はどのように選任しているのか。</p>
事務局	<p>前回の経験者や公募で応募があった方を中心に声をかけさせていただいております。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第27号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第27号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第28号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、第 28 号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項の読替規定による同法第 38 条第 1 項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2 人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第 28 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 28 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第 28 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 28 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 29 号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第 29 号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 37 条第 2 項及び同法施行令第 24 条第 1 項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者は係長職員を充ててございます。</p> <p>第 29 号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第 29 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 29 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 29 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 30 号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局から説明をお願いします。</p>



事務局	<p>それでは、第30号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第37条第2項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、その職務を代理すべき者を選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会職員を選任してございます。</p> <p>第30号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第30号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第30号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

委員長	<p>第30号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第31号議案「委員長の専決処分事項の指定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第31号議案「委員長の専決処分事項の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市選挙管理委員会規定第17条第1項の規定に基づき、委員長の専決処分することができる事項を指定するものです。</p> <p>これらは緊急に投票管理者及びその職務を代理すべき者や投票立会人に欠員が出た際等に、期間的に委員会にて議決を得ることが難しい場合があることから、円滑な選挙執行を行うため、委員長の専決処分事項とするために指定するものです。</p> <p>第31号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第31号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第31号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

委員長	<p>第31号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 次回日程確認</p> <p>令和3年10月18日（月） 午前10時から</p> <p>303会議室</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>